

建築基準法の許可等の申請に対する審査手数料

R7.4.1

許可等の申請種別	1件の手数料(円)
法第7条の6第1項第1号,第18条第38項の規定に基づく仮使用認定	130,000
法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定	32,000
法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可	37,000
法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可	37,000
法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の許可	32,000
法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可	160,000
法第47条ただし書きの規定に基づく建築の許可	160,000
法第48条第1～14項ただし書きの規定に基づく建築等の許可	170,000
法第48条第16項第1号の規定に基づく建築等の許可	100,000
法第48条第16項第2号の規定に基づく建築等の許可	140,000
法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の敷地の位置の許可	160,000
法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定	32,000
法第52条第10項,第11項,第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可	160,000
法第53条第4項,第5項,第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可	37,000
法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定	32,000
法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可	160,000
法第56条の2第1項ただし書きの規定に基づく建築物の高さの許可	160,000
法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	32,000
法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	140,000
法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	160,000
法第86条の7第4項の規定に基づく移転の認定	32,000
法第86条の8第1項,第3項、法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定	32,000
法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への使用許可	140,000
法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等への使用許可	160,000
令第137条の12第6項,第7項の規定に基づく大規模の修繕、大規模の模様替に係る認定	32,000
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請	160,000
東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例に基づく許可の申請	27,000 (建築物に付随する門又は塀のみに係る申請にあっては、9,000円)
東近江市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例第3条第1項ただし書の規定に基づく特別用途地区内における建築の許可の申請	180,000

※1. 「法」「令」とは建築基準法及び建築基準法施行令のことを示す。

※2. 当該表に記載のない項目については、東近江市手数料条例(http://www.city.higashiomi.shiga.jp/reiki_int/reiki_honbun/r151RG00000219.html)を参照すること。